

入居中の申請・届出⇒各区役所の市営住宅相談コーナー

市営住宅の入居中に次のようなことがある場合には、各区役所の市営住宅相談コーナーで手続きが必要です。不明な点は北九州市住宅供給公社管理第二課か各区役所市営住宅相談コーナーにご相談ください。

名義人が死亡又は、退去した場合(入居承継承認申請)

- 住宅の使用名義人が死亡したり、離婚などの理由により転出した場合、同居者が引き続き居住するため(住宅の使用名義人の変更)には、「入居承継承認申請」の手続きが必要です。

【名義人の変更ができる範囲】

- ・原則として同居の承認を受けてから1年以上継続して同居している者
(入居当時から同居している者を除く)
- ・暴力団員でないこと

【必要な書類】

- ・市営住宅入居承継承認申請書
- ・請書(新しく名義人となる方のもの)
- ・令和2年4月1日以降は、連帯保証人に代わり、緊急連絡先(身元引受人)を届けていただきます。
- ・戸籍謄本・住民票等、承認理由を証明するもの等
(マイナンバー制度の利用に同意されている方は、一部提出書類の提出が省略できることがあります。)

※家賃の滞納等条例に違反している場合や、入居承継後の収入が高額所得者の収入基準を超える場合は、入居承継が認められない場合があります。

世帯の状況が変わった場合(世帯員異動届)

- 世帯員に異動があったとき(死亡、転出、出生)や、世帯員の氏に変更あったときは、世帯員異動届及び証明書(住民票、戸籍謄本等)を提出してください。
(マイナンバー制度に利用を同意されている方は、一部提出書類の提出が省略できることがあります。)

※市民課への届出(住民票など)とは異なります。



親族を同居させたい場合(同居承認申請)

- 入居当初許可を受けた人以外の方が同居する場合には、承認が必要です。

【同居できる範囲】

- ・親子、夫婦関係など名義人の親族であること
(北九州市「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方や、
当市が「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定書」
を締結している自治体からの転入者で、同自治体に継続使用申請書等を
提出した方を含む)
- ・暴力団員でないこと



【必要な書類】

- ・市営住宅同居承認申請書
- ・名義人と同居希望者の続柄がわかる証明書及び世帯全員の収入を証明するもの(同居後の世帯全員の収入が、入居収入基準を超える場合は、原則同居が認められません。ただし、婚姻同居など認められる場合もあります。)
※親族以外の方でも、入居者を介護するために同居が必要な場合は、認められる場合がありますのでご相談ください。
- ※家賃の滞納等条例に違反している場合は同居が認められない場合があります。

緊急連絡先について

- 令和2年4月1日以降入居する際は、連帯保証人に代わって緊急連絡先(身元引受人)を定めていただくことになりました。

- ・緊急連絡先(身元引受人)に変更が生じた場合は、届出が必要となります。

※なお、連帯保証人を定めて入居された方(令和2年3月31日までの入居者)で連帯保証人が死亡、破産手続きの免責を受けた場合は、新たに緊急連絡先(身元引受人)の届出が必要です。

また、連帯保証人の住所や連絡先(電話番号)に変更があった場合も、住所等変更の届出が必要です。

詳しくは、お住まいの区の市営住宅相談コーナーでお尋ねください。



市営住宅一時不使用届

- 住宅を継続して15日以上使用しないときは、市営住宅一時不使用届を提出してください。

※正当な理由によらず15日以上住宅を使用しないときは、無断退去として次のように取り扱うこととなります。

- ・張り紙(連絡指示)をします。
- ・2週間以内に連絡がない場合、鍵を取り替えます。
- ・住宅に残存物がある場合は、一時保管しますが後に処分することとなります。